

第一種フロン類充填回収業者『登録の変更』手続き案内

第一種フロン類充填回収業者として登録された者は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第31条第1項の規定により、以下の事項を変更した場合、**変更後30日以内**に変更の届出が必要です。

- (1) 氏名又は名称及び住所（本店所在地）
- (2) 法人代表者の氏名
- (3) 事業所名称及び所在地
- (4) 事業所の追加登録又は廃止
- (5) 業務の対象とする第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類

※ 個人事業者から法人、法人から個人事業者となった場合は、以前の登録の廃業届を提出した上で、新たに登録をする必要があります。

※ 吸収合併により、既存の充填回収業者が法人として消滅し、新規に充填回収業を行う（第一種フロン類充填回収業者の登録を受けていない）事業者に吸収される場合は、消滅した充填回収業者の廃業届を提出した上で、吸収した事業者が新規登録を行う必要があります。

※ 個人事業者が別の個人事業者に業務を承継する場合（親から子への承継など）は、**登録内容の変更ではなく**、登録していた個人事業者（親）の廃業届と新たに個人事業者（子）の登録申請を行う必要があります。

1 変更届出書提出先

申請書類は、**法人の場合は本店所在地を所管する、個人の場合は申請者の住所を所管する次の県機関の窓口へ提出してください。**（電子申請システム又は郵送でも提出できます。）

提出先の県機関名	所在地	電話番号	所管区域
神奈川県環境農政局環境部 環境課(大気・交通環境グループ)	〒231-8588	045-285-0854(直通)	横浜市、川崎市、神奈川県外
	横浜市中区日本大通1 新庁舎4階		【登録番号が「神(気水)」の事業者】
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	〒238-0006	046-823-0210(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町
	横須賀市日の出町2-9-19(横須賀合同庁舎内)		【登録番号が「神(横セ)」の事業者】
県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004	046-224-1111(代)	相模原市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村
	厚木市水引2-3-1(厚木合同庁舎内)		【登録番号が「神(央セ)」の事業者】
湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0073	0463-22-2711(代)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	平塚市西八幡1-3-1(平塚合同庁舎内)		【登録番号が「神(湘セ)」の事業者】
県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042	0465-32-8000(代)	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町
	小田原市荻窪350-1(小田原合同庁舎内)		【登録番号が「神(西セ)」の事業者】

※ 窓口の受付時間は、午前9時から11時45分、午後1時00分から4時30分までです。（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く平日）

2 登録内容の変更の手続き

(1) ～ (5) の手続きについて、アまたはイの方法で届出できます。

ア 電子申請システムによる届出

e-kanagawa電子申請システムにより届出できます。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=42319

※登記事項証明書は、原本を郵送してください。その他の書類は、電子ファイルの添付または郵送により提出してください。



イ 郵送届出又は窓口届出

次に掲げる書類を作成し、正本1部を「1 変更届出書提出先」へ提出してください。

※ 控えに受付印が必要な場合は、各自で控えをご用意の上、添付してください。

なお、郵送届出で控えが必要な場合は、控えを送付するための切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ 様式の押印廃止に伴い、社員証、名刺又は個人・法人の印鑑証明書等の提示をお願いすることがあります。

様式については、県ホームページに掲載していますので、印刷してご使用ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/furon_toroku.html



(1) 氏名又は名称及び住所（本店所在地）の変更

法人における本店の情報、個人事業者における申請者の情報を変更する場合は、以下の書類が必要となります。

【氏名又は名称及び住所（本店所在地）の変更に必要な書類】

- ① 変更届出書
- ② 申請者を確認できる書類

① 変更届出書

●「第一種フロン類充填回収業者変更届出書」様式第2（第11条関係）

※ 申請書の記入方法については、別紙1「記入例」を参照してください。

② 申請者を確認できる書類（コピー不可）

●個人の場合→「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」による本人確認情報を利用するため、提出の必要はありません（申請者の①氏名、②氏名フリガナ、③生年月日、④住所を記載したメモを同封してください）。

●法人の場合→「登記事項証明書」（発行日から3ヶ月以内の現在事項証明書または履歴事項証明書の原本）

※ 個人の場合で、住基ネットによる本人確認情報の利用ができない場合や住基ネットの利用を望まない場合は、住民票の写しの原本（発行日から3ヶ月以内）を提出してください。なお、住基ネットによる本人確認は、一定の時間を要します。

※ 住民票を提出される場合、住民票記載事項は申請者本人のものに限定してください。また、本籍・個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票をご用意ください。

※ 申請書に記載する申請者の住所、氏名（名称・代表者）が、住民票・登記事項証明書と一致していることをご確認ください。

(2) 法人代表者の氏名

代表者を変更（又は代表者の氏名を変更）する場合は、以下の書類が必要となります。

【法人代表者の氏名の変更に必要な書類】

- ① 変更届出書
- ② 申請者を確認できる書類
- ③ 誓約書（欠格要件に該当しないことを証明する書類）

① 変更届出書

- 「第一種フロン類充填回収業者変更届出書」様式第2（第11条関係）

※ 申請書の記入方法については、別紙1「記入例」を参照してください。

② 申請者を確認できる書類（コピー不可）

- 「登記事項証明書」（発行日から3ヶ月以内の履歴事項証明書の原本）

※ 申請書に記載する申請者の住所、氏名（名称・代表者）が、住民票・登記事項証明書と一致していることをご確認ください。

③ 誓約書

- 「誓約書」 県様式第2

申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書類。

(3) 事業所名称及び所在地

既に登録している事業所の移転・名称を変更する場合は、以下の書類が必要となります。

【事業所名称及び所在地の変更に必要な書類】

- ① 変更届出書
- ② 事業所の変更にに関する事実がわかる書類（作成している場合）

① 変更届出書

- 「第一種フロン類充填回収業者変更届出書」様式第2（第11条関係）

※ 申請書の記入方法については、別紙1「記入例」を参照してください。

② 事業所の変更にに関する事実がわかる書類

- 「移転案内の写し」「事業所名称変更案内の写し」
「新事業所が掲載された名刺の写し」等

※ いずれも作成していない場合は、添付不要。

(4) 事業所の追加登録又は廃止

新たに事業所を追加する場合、又は登録している事業所を廃止する場合は、以下の書類が必要となります。

【事業所の追加登録又は廃止の変更に必要な書類】

- ◆ 事業所を新たに追加する場合
 - ① 変更届出書
 - ② 新たに登録する事業所の情報を記入した書類
 - ③ 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類
 - ④ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類
 - ⑤ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類
 - ※ ②③④⑤は、追加する事業所ごとに必要となります。
- ◆ 登録している事業所を廃止する場合
 - ① 変更届出書
 - ⑥ 事業所の廃止に関する事実がわかる書類（作成している場合）

◆ 事業所を新たに追加する場合

① 変更届出書

- 「**第一種フロン類充填回収業者変更届出書**」様式第2（第11条関係）

※ 申請書の記入方法については、別紙1「記入例」を参照してください。

以下の書類は、追加する事業所ごとに必要となります。

② 新たに登録する事業所の情報を記入した書類

- 「**第一種フロン類充填回収業者登録申請書**」様式第1（第8条関係）

申請書の枠線で囲われた部分『事業所の名称及び所在地』以下の欄に記入したもの。

③ 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類

- 所有権を有する場合
→ 「販売証明書」「納品書」「領収書」「購入契約書」いずれかの写し
- 所有権を有しない場合
→ 「貸借契約書」「共同使用規定書」「管理要領書」いずれかの写し

※ 回収設備の所有権を有する書類を紛失して添付できない場合には、県様式第1「**フロン類回収設備の所有権を有することの誓約書**」に必要事項を記入し、所有する**回収設備の全体**及び**製造番号（シリアルナンバー）**が写った**写真**を2枚1組とし、登録する台数分添付してください。

④ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類

- 「取扱説明書」「仕様書」「カタログ」等の仕様のページの写し（該当ページのみ）
申請書に記載したフロン類回収設備の種類及び回収能力を示すページの写し。

⑤ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類

- 次のいずれかの資格に関する書面の写し

フロン類の充填及び回収方法について、十分な知見を有する次のいずれかの資格に関する書面の写し。（充填及び回収のうち、登録しないものに係る書面の提出は不要です。）

資格等	回収	充填
冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者	○	
冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（旧：漏えい点検資格者）、（一財）日本冷媒・環境保全機構）	○	○
高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)（旧：作業主任者（冷凍機械））	○	○ ※注
高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 (※ 資格に関する書面と併せて、実務経験証明書（県様式第3）を提出してください。)		○ ※注
冷凍空気調和機器施工技能士	○	○ ※注
高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	○	○ ※注
冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)	○	○ ※注
技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))	○	
自動車電気装置整備士 (平成20年3月以降の資格取得者、又は平成20年3月以前の資格取得者で、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者)	○	○ ※注
航空整備士	○	
フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者	○	
日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者 (※ 実務経験証明書（県様式第3）を提出してください。なお、他の充填に関する資格がある場合は、提出不要です。)		○ ※注

※注 上記の資格等のほか、「十分な知見を有する者」を担保する講習として、環境省及び経済産業省が適正性を確認した講習の修了証の添付も必要となります。適正性が確認された講習については、環境省HPをご覧ください。

URL : https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

◆ 登録している事業所を廃止する場合

① 変更届出書

- 「第一種フロン類充填回収業者変更届出書」様式第2（第11条関係）

※ 申請書の記入方法については、別紙1「記入例」を参照してください。

② 事業所の廃止に関する事実がわかる書類

- 「廃止案内の写し」等

※ 作成していない場合は、添付不要。

(5) 業務の対象とする第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類

フロン類の充填・回収業務で取扱う第一種特定製品の種類（エアコンディショナー、冷凍冷蔵機器）又はフロン類の種類（CFC、HCFC、HFC）を変更する場合、又はフロン類回収設備の種類を変更する場合は、以下の書類が必要となります。

【業務の対象とする第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類の変更に必要な書類】

- ① 変更届出書
- ② 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類
- ③ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類
- ④ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類
(充填又は回収業務を新たに追加する場合)

① 変更届出書

- 「第一種フロン類充填回収業者変更届出書」様式第2（第11条関係）

※ 申請書の記入方法については、別紙2「記入例」を参照してください。

② 申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類

- 所有権を有する場合
→ 「販売証明書」「納品書」「領収書」「購入契約書」いずれかの写し
- 所有権を有しない場合
→ 「貸借契約書」「共同使用規定書」「管理要領書」いずれかの写し

※ 回収設備の所有権を有する書類を紛失して添付できない場合には、県様式第1「**フロン類回収設備の所有権を有することの誓約書**」に必要事項を記入し、所有する**回収設備の全体及び製造番号（シリアルナンバー）**が写った**写真**を2枚1組とし、登録する台数分添付してください。

③ フロン類回収設備の種類及びその能力を示す書類

- 「取扱説明書」「仕様書」「カタログ」等の仕様のページの写し（該当ページのみ）
申請書に記載したフロン類回収設備の種類及び回収能力を示すページの写し。

④ フロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類

- 次のいずれかの資格に関する書面の写し

フロン類の充填及び回収方法について、十分な知見を有する次のいずれかの資格に関する書面の写し。（充填及び回収のうち、登録しないものに係る書面の提出は不要です。）

資格等	回収	充填
冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者	○	
冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（旧：漏えい点検資格者）、（一財）日本冷媒・環境保全機構）	○	○

高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) (旧: 作業主任者(冷凍機械))	○	○ ※注
高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 (※ 資格に関する書面と併せて、実務経験証明書(県様式第3)を提出してください。)		○ ※注
冷凍空気調和機器施工技能士	○	○ ※注
高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	○	○ ※注
冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)	○	○ ※注
技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))	○	
自動車電気装置整備士 (平成20年3月以降の資格取得者、又は平成20年3月以前の資格取得者で、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者)	○	○ ※注
航空整備士	○	
フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者	○	
日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者 (※ 実務経験証明書(県様式第3)を提出してください。なお、他の充填に関する資格がある場合は、提出不要です。)		○ ※注

※注 上記の資格等のほか、「十分な知見を有する者」を担保する講習として、環境省及び経済産業省が適正性を確認した講習の修了証の添付も必要となります。適正性が確認された講習については、環境省HPをご覧ください。

URL : https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

3 Q&A (変更手続きでのよくある質問)

項番	質 問	回 答
1	前回申請時にフロン類の充填及び回収に係る者の資格等に関する書類として提出した資格者が、変更になりました。 その場合、変更の届出は必要ですか。	資格者のみ変更となる場合は、変更の届出は不要です。
2	フロン類回収設備が変更となりました。 その場合、変更の届出は必要ですか。	「充填又は回収の対象とする第一種特定製品の種類及びフロン類の種類」に変更が無い場合は、変更の届出は不要です。

《記入例》

様式第 2 (第 1 1 条関係) 参考様式 1

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

令和 ● 年 5 月 3 日

神奈川県知事

殿

住民票又は登記事項証明書と同じ住所、氏名(名称、代表者)を記入します。

(郵便番号) 123-4567

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通 1

氏 名 株式会社 神奈川大水

代表取締役 神奈川 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (045) 123 - 4567

登録番号 神(気水)第1-9999号

第一種フロン類充填回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	代表取締役 神奈川 太郎 本店・事業所所在地 〒123-4567 神奈川県横浜市中区 日本大通 1 電話番号 (045) 123-4567	代表取締役 神奈川 一郎 本店・事業所所在地 〒123-4567 神奈川県横浜市中区 元浜町 1 電話番号 (045) 123-1234
変更理由	☒ 代表者が交代したため ☒ 本店所在地を移転したため (本店と事業所が同一所在地の場合は、「事業所所在地を移転したため」にもチェックを入れてください) ☒ 事業所所在地を移転したため (事業所が複数ある場合は対象事業所名：) ☐ 事業所名称を変更したため ☐ その他(変更理由を記入してください) 	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

《記入例》

様式第 2（第 1 1 条関係）参考様式 2

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

令和 ● 年 5 月 3 日

神奈川県知事

殿

(郵便番号) 123-4567

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通 1

氏 名 株式会社 神奈川大水

代表取締役 神奈川 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (045) 123 - 4567

登録番号 神(気水)第 1 - 9999 号

住民票又は登記事項証明書と同じ住所、氏名(名称、代表者)を記入します。

第一種フロン類充填回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧																																
変更の内容	回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>CFC</th> <th>HCFC</th> <th>HFC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) エアコン ディショナー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フロン類の充填量が 50 kg 以上の第一種特定製品</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		CFC	HCFC	HFC	(1) エアコン ディショナー	○	○	○	(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○	フロン類の充填量が 50 kg 以上の第一種特定製品	○	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>CFC</th> <th>HCFC</th> <th>HFC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) エアコン ディショナー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>フロン類の充填量が 50 kg 以上の第一種特定製品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		CFC	HCFC	HFC	(1) エアコン ディショナー	○	○	○	(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○	フロン類の充填量が 50 kg 以上の第一種特定製品			
		CFC	HCFC	HFC																														
	(1) エアコン ディショナー	○	○	○																														
	(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○																														
	フロン類の充填量が 50 kg 以上の第一種特定製品	○	○	○																														
	CFC	HCFC	HFC																															
(1) エアコン ディショナー	○	○	○																															
(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○																															
フロン類の充填量が 50 kg 以上の第一種特定製品																																		
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>CFC</th> <th>HCFC</th> <th>HFC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) エアコン ディショナー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		CFC	HCFC	HFC	(1) エアコン ディショナー	○	○	○	(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>CFC</th> <th>HCFC</th> <th>HFC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) エアコン ディショナー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		CFC	HCFC	HFC	(1) エアコン ディショナー	○	○	○	(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○									
	CFC	HCFC	HFC																															
(1) エアコン ディショナー	○	○	○																															
(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○																															
	CFC	HCFC	HFC																															
(1) エアコン ディショナー	○	○	○																															
(2) 冷蔵機器・ 冷凍機器	○	○	○																															
変更理由	事業で必要となったため																																	
	変更理由も必ず記入してください。																																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。